

初任者向け 下請法及びフリーランス法講習会のご案内

公正取引委員会四国支所は、下請取引及びフリーランスとの取引を担当する初任者向けの下請法及びフリーランス法のオンラインによる講習会を下記のとおり開催します。

令和7年6月18日（水）10：00～11：30

（受講にはインターネット回線が必要です。）

時程

下請法	10：00～10：40
フリーランス法	10：45～11：15
質疑応答	11：15～11：30

申込方法

下記URL又は2次元バーコードから、公正取引委員会ホームページ内にある講習会申込フォームにアクセスしていただき、お申し込みください。

<https://www.jftc.go.jp/training/780/shitauke.html>

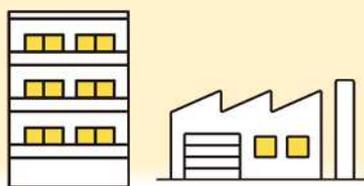


申込期限

令和7年5月30日（金）

下請法（担当：下請課）

下請取引を担当することとなった初任者を対象に、現行の下請法の**基礎的な内容**を説明します。



フリーランス法（担当：取引課）

フリーランスとの委託取引の適正化等のために昨年11月に施行された**新しい法律**です。下請法との関係や違いを把握して、新法に対応しましょう。



注意事項

お申込みいただいた方には、講習会開催のおおむね1週間前に、受講用のWeb会議システム（Webex）のURL等を電子メール（shikoku-shitauke1758@jftc.go.jp）で送信します。

※当方からの電子メールが受信できるよう受信拒否を解除する等事前対応をお願いします。開催2日前になってもURL等のメール連絡がない場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先

公正取引委員会四国支所 下請課・取引課

電話 087-811-1758（下請課）

087-811-1754（取引課）